

令和7年度

事前申請が必要です！

多摩市住宅用重点対策加速化事業補助金のご案内 (断熱改修)

多摩市が行っている断熱に関する補助金は、2種類ございます。どちらに該当するか、必ずご確認の上、ご申請をいただくようお願い申し上げます。また、場合によっては2種類ともに多摩市からの補助金を受けられる場合がございます。詳しくは環境政策課までご相談ください。



【補助対象】

- 断熱改修(窓、ガラス、天井、床、壁、玄関ドア)

【申請受付期間】

令和7年4月14日(月曜日) ~ 令和8年1月30日(金曜日)

※先着順のため、予算に達し次第、受付を終了します。

【問合せ・申請先】

多摩市役所 環境部 環境政策課 (東庁舎1階)

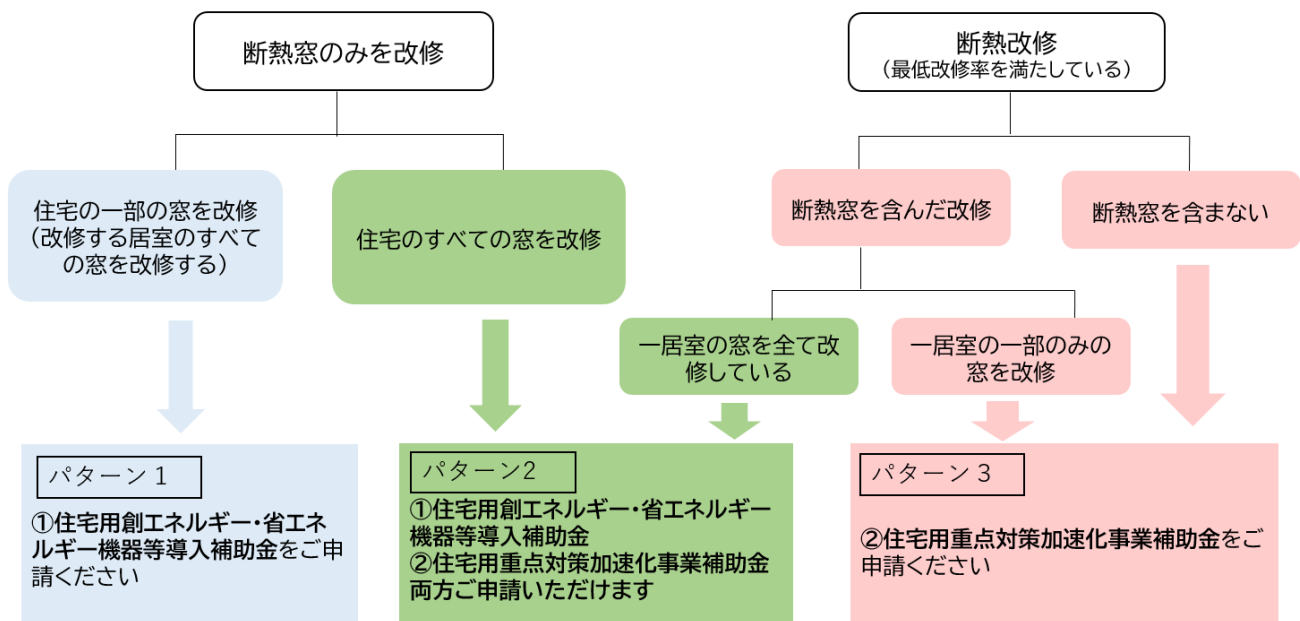
〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1

電話 042-338-6831(直通)・FAX 042-338-6857

受付時間:午前9時~12時、午後1時~5時

出張所では申請を受付けておりません。郵送、もしくは環境政策課の窓口までお越しください。

断熱に関する補助金の区別



多摩市住宅用重点対策加速化事業補助金 URL (本補助金)

<https://www.city.tama.lg.jp/kurashi/kankyo/ondanka/hojo/1015831.html>

多摩市住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金 URL

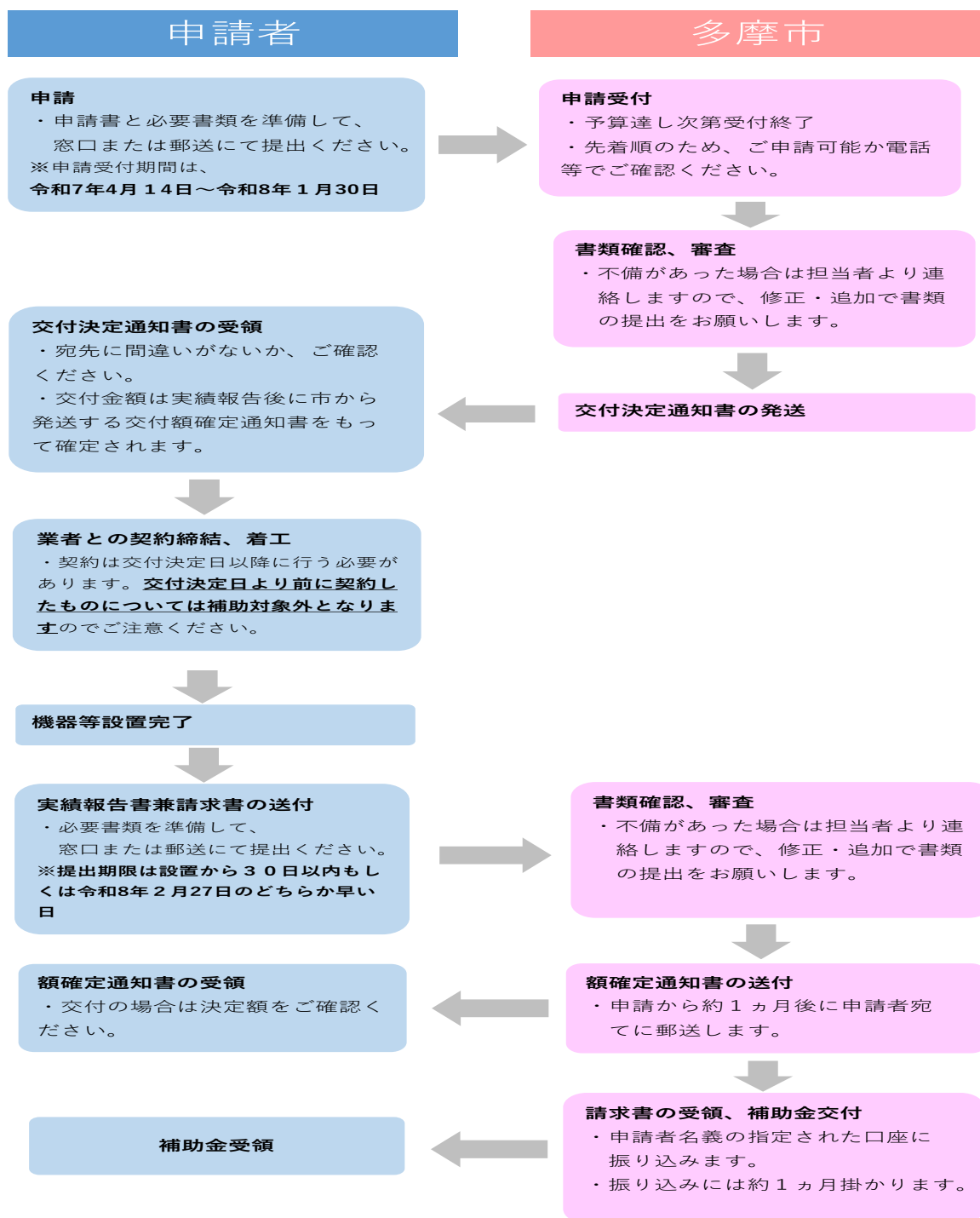
<https://www.city.tama.lg.jp/kurashi/kankyo/ondanka/hojo/1014430.html>



断熱改修については、3パターンあります。必ず、どのパターンに当てはまるかを確認して申請してください。

申請の流れ

※多摩市住宅用創エネルギー省エネルギー機器等導入補助金と異なり、工事前の申請が必要になります。



1 対象となる方(申請者の要件)

- ① 申請日において多摩市内に住所を有し、主に居住する個人(住民基本台帳に記載されている方)
- ② 新たに購入した未使用の補助対象機器等を自らが居住または所有する専用住宅(申請日において住所を有する住宅であって、住宅を共有する場合又は自らが所有する住宅でない場合は、補助対象機器等を設置することについて当該住宅の他の共有者又は所有者の同意を得ている方に限る)に設置し、使用を開始する個人。
- ③ 申請日までに到達する直近の納期限を除く市税を滞納していないこと。
- ④ 原則、市や国から他の補助金の交付を受けていないこと(併用ができる場合もありますので、詳細はP5の「5 他補助金との併用」でご確認ください。)
- ⑤ 過去あるいは同時に本補助金(多摩市住宅用重点対策加速化事業)の同種の補助対象機器等の交付を受けていないこと。
- ⑥ 国が定める地域脱炭素移行・再エネ交付金の交付対象事業となる事業の交付要件を満たしていること。

【申請者の考え方】

住宅の区分	申請者	改修戸数
戸建住宅	・対象となる住戸に住所を有する方 ・対象となる住戸の所有者	1戸
集合住宅 (個別)	・対象となる住戸に住所を有する方 ・対象となる住戸の所有者	1戸

※集合住宅の大規模改修は、補助対象外になります。

※新築の住宅は本補助金の補助対象外になります。

※二世帯住宅については、住宅の内部で繋がっており、移動できる場合は、「戸建住宅」とみなします。また、住宅の内部で繋がっていない場合は「集合住宅」とみなします。

3 申請受付期間

令和7年4月14日(月)から令和8年1月30日(金)まで(郵送の場合は1月30日**必着**)

受付時間 平日の午前9時～12時、午後1時～午後5時まで

先着順となります。申請受付期間内であっても受付を終了していることがありますので、事前に環境政策課までお問合せください。

※多摩市役所東庁舎 1 階の環境政策課窓口もしくは郵送でご提出ください

※提出書類に不足・不備がある場合は受付できませんので、余裕をもってご申請ください。

※交付決定後に契約する必要がございます。(令和7年4月1日から4月13日に契約した工事を除く。)また、工事後に実績報告及び請求をしていただく必要がございます。実績報告及び請求の期限については、p11をご確認ください。

4 予算額について

予算額	
断熱改修	17,150,000 円

※予算に達し次第、受付を終了します

5 他補助金との併用について

【国と東京都の補助金との併用について】

原則として、国の補助金との併用はできませんが、床、天井、壁の改修と同時に窓改修を行う場合、窓に限り国の補助金(窓リノベのみ)が適用可能です。ただし、適用した場合本事業の対象に窓は含みません。また、窓のみの改修には国の補助金は適用されません。多摩市の他の補助金とは、窓改修の場合(改修部位に窓が含まれる場合、または窓のみ改修の場合)併用可能です。

	床、天井、壁、玄関ドア	窓、ガラス
国	×	△※ (天井等と同時改修の場合は、併用可能な場合有。)
東京都	○	○
多摩市 (住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金)	—	○

※国の窓リノベとの併用のみ可能。その他国の補助金(子育てエコホームなど)との併用は不可。国の補助金を併用する場合は、必ず環境政策課までご相談ください。

【併用する際の注意点】

国や東京都と合わせて補助金をご申請する場合は、国と東京都の補助金額を必ず先に差し引いた額で計算を行ってください。

5 補助上限金額及び補助対象となる機器等

【補助対象経費】

・補助対象機器等の本体購入費用及び工事に要する費用(消費税等を除く)

【補助上限額】

① 玄関ドアを含まない場合

	補助率	補助額
戸建住宅	1/3	100万円
集合住宅(個別)	1/3	14万3千円

② 玄関ドアを含む場合

	補助率	補助額
戸建住宅	1/3	100万円 (このうち玄関ドアは5万円)
集合住宅(個別)	1/3	19万3千円

※交付申請金額は1,000円未満切り捨てとなります。

- 国や東京都などの補助金の交付を受ける場合は、申請書に記載をすると共に、補助対象経費の額から国や東京都の補助金の額を差し引いた額で交付額の計算をしてください。
- 断熱改修について、補助対象経費の額を超えない範囲での補助となります。必ずご申請前に別途断熱改修総括表・明細書をご記入の上、計算を行ってください。
- 機器等設置費用には、工事費一式、諸経費等の内容が明確でないもの、交通費等の直接必要のない経費は含まれません。また、値引きを受けている場合は、値引き後の金額から補助対象経費を計

算してください。

- 消費税は補助対象経費には含まれません。

◆断熱改修

国が実施する既存住宅における断熱リフォーム支援事業において当該事業の補助対象となる製品として、公益財団法人北海道環境財団に登録されている窓、ガラス、断熱材等の高性能建材を用いて設置するもの

- (1)既存の住宅及び改修対象となる部屋などを居住目的以外で使用していないこと。
- (2)必ず居室を含めた改修を行うこと。(居室を含まない改修は補助対象外となります。)
- (3)P5 に定めるエネルギー計算結果早見表から改修の組み合わせから組み合わせを選択し、最低改修率を満たしていること。
- (4)玄関ドアについては、窓及び断熱材による改修と同時に導入する場合のみ対象とする。
- (5)改修する窓はすべて、外気に接していること。(間仕切壁の窓など外気に接していない窓は対象外となります。)

※詳細な条件については、P6「製品の要件」を必ず確認すること。

※居室の主な例)リビング、ダイニング、書斎、寝室など日常在室時間が長い部屋のことを指します。

※補助対象製品は公益財団法人北海道環境財団のホームページ(<https://ekes.jp/>)を参照すること。

※中古品は補助対象外とする。

※自ら断熱窓などの工事を行った場合は、補助対象外とする。

【窓・ガラスの改修工法について】

区分	改修方法
窓	① カバー工法窓取付 ②外窓交換 ③内窓取付
ガラス	① ガラス交換(ただし熱貫流率が 1.5 以下の製品に限る)

改修要件対象	
換気小窓	×
300mm×200mm 以下のガラスを用いた窓	×
ガラスブロック	×
テラスドア、勝手口ドア	△ (窓及びガラスを改修対象部位とし、かつガラスの面積がドア面積の50%以上の補助対象製品で登録製品にテラスドア、勝手口ドアの名称がある場合は対象とすることができます。なお、採風・通風タイプは製品名に「採風・通風」があるものを使用すること。)
天窓	△ (補助対象製品を用いて改修を行う場合は補助対象とすることができます)

【断熱材の施工について】

天井	屋根の直下の天井、及び外気に接する天井の全てを改修すること。ただし、バルコニー等で改修が困難な部分は改修しなく良い(天井全体面積の15%までに限る)
床	土間床は改修しなくてよい

【既設窓について】

申請する既存住宅の居間等に交付申請時において既に一部取り付けられている窓が本補助金の要件を満たしている場合、以下の書類を提出することでその部分の改修は要件としないこととします。ただし、既に取り付けてある窓に係る経費は全て補助の対象外です。

① (②提出の場合は不要)建築士による証明書 ・製品名、登録番号、建築士の氏名を記載し、押印を受けた書類
② (①提出の場合は不要)該当製品の出荷証明書または、保証書などの窓の詳細が分かる書類の写し
③ 該当する製品の現況写真
④ <u>該当者のみ必要</u> その他、市長が必要と認める書類の写し

6 建物別による要件

【戸建住宅】

〈表-1 改修率計算式〉

$$\text{改修率(\%)} = \frac{\text{補助対象床面積合計(m}^2\text{)}}{\text{延べ床面積(m}^2\text{)}} \times 100$$

①居間又は主たる居室(就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等)を中心に改修すること。居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても補助対象とならない。

②早見表で選択した改修部位については、改修する居室等の外皮部分全てに設置・施工すること。

③玄関外皮の窓を改修する場合は、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部(袖ガラス・欄間ガラス等)は改修を要件としない。

※「窓、ガラスのみ」を改修する場合は、全ての住戸の窓を変える必要があります。

④ 改修する部位について

改修する部位は、下記表―1「エネルギー計算結果早見表」の組み合わせ番号から選択し、最低改修率を満たしていること。改修率の計算式は表―2を参考にすること

〈表―2 エネルギー計算結果早見表〉

断熱部位数	組み合わせ番号	天井	外壁	床	窓・ガラス	最低改修率 (%)
4部位	1	天井	外壁	床	窓の改修、ガラスの改修	25
3部位	2	天井	外壁		窓の改修、ガラスの改修	25
	3	天井	外壁	床		25
	4		外壁	床	窓の改修、ガラスの改修	25
	5	天井		床	窓の改修、ガラスの改修	25
2部位	6	天井	外壁			25
	7	天井		床		25
	8	天井			窓の改修、ガラスの改修	25
	9		外壁		窓の改修、ガラスの改修	40
	10		外壁	床		40
	11			床	窓の改修、ガラスの改修	40
1部位	12				窓の改修	100

部位の数え方

「窓・ガラス」「天井」「外壁」「床」の中から断熱改修を実施する部位数を数える

例)「窓、ガラス」のみの断熱改修を行う場合・・・1部位(上記表では、組み合わせ番号「12」に該当)

「窓・ガラス」「天井」の断熱改修を行う場合・・・2部位(上記表では、組み合わせ番号「8」に該当)

「窓・ガラス」「天井」「床」の断熱改修の場合・・・3部位(上記表では、組み合わせ番号「5」に該当)

【集合住宅(個別)】

下記表の条件を満たす必要があります。

〈表―3 エネルギー計算結果早見表〉

部位	改修率
窓・ガラス	100(住戸内全ての窓・ガラスを改修すること)

7 製品の要件

(1)断熱材に関する要件

窓以外を改修する場合について下記(A)及び(B)の条件を満たす必要があります。

〈表―4 (A)窓以外(天井、床外壁、床)を改修する際に必要な性能値〉

熱抵抗値		
天井	外壁	床
2.7 以上	2.7 以上	2.2 以上

(B) 熱伝導率が 0.042 以上の断熱材は、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材のみ対象とする。

(2)玄関ドアを改修する場合

玄関ドアを改修する場合は下記①及び②のいずれか条件を満たす必要があります。

① 玄関ドアについては、熱貫流率が $4.7/(W/m^2 K)$ 以下に改善され、窓、ガラス、断熱材による改修と同時に導入すること。

② 戸と枠の組み合わせが下記表の組み合わせ通りであり、窓、ガラス、断熱材による改修と同時に導入すること。

※市場投入され一般的に入手できる製品であること。

※欄間付き、袖付きは補助対象外とする。

※できるだけ開口部の少ない玄関ドアを採用してください。

〈表－５ 補助対象となる戸と枠の組み合わせ〉

戸の仕様 枠の仕様	金属製高断熱フ ラッシュ構造	金属製断熱フ ラッシュ構造	金属製フラッ シュ構造	金属製ハニカム フラッシュ構造	金属製または その他
金属製 熱遮断構造	○	○	○	○	×
樹脂と金属の複合 材料	○	○	○	○	×
金属製またはその 他	○	○	○	○	×

【金属製高断熱フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした戸のうち、戸の厚さ 60mm 以上のものをいう。

【金属製断熱フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした戸をいう。

【金属製フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を充填した構造の戸をいう。

【金属製ハニカムフラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間の密閉空気層を紙製又は水酸化アルミニウム製の仕切り材で細分化した構造の戸をいう。

【金属製熱遮断構造(建具)】

金属製の建具で、その枠及び框等の中間部を樹脂等の断熱性を有する材料で接続した構造をいう。

8 申請時の提出書類

提出書類は、全て揃えてから申請してください。提出書類に不足・不備がある場合は受付できません。別紙チェック表で揃っていることを確認してからのご申請をお願いします。

【交付申請に必要な書類】

① 交付申請書(第2号様式) ・必ず裏面の注意事項に同意をしていただく必要があります。 ・別紙の記入例を参考に、ご記入ください。 ・消せるボールペンでの記入はできません。 ・訂正する場合は、修正ペンや二重線・押印を用いることができません。書き直してご提出ください。
② 見積書の写し ・申請者あての見積書であること。 ・見積もりの合計金額が契約書と同じであること。 ・補助対象経費の金額が分かるもの。 明細書に対応する平面図の番号が記載されていること。
③ 本人確認書類の写し ・申請者の氏名および現住所を確認できる有効期限内のもの。 ・具体的な書類の例は、「よくある質問」に掲載しています。
④ 補助対象機器等の要件を満たすものであることが分かる書類の写し ・公益財団法人北海道環境財団に登録されているページの写し ・玄関ドアの場合は、熱貫流率がわかるページ及び戸と枠の仕様がわかるもの。
⑤ 設置前の状態を示す写真 ・物などで隠れないように撮影してください。 ・実績報告時に設置後の写真をご提出いただきますので、設置前後と同じ角度で撮影してください。
⑥ 住宅の所有権が確認できる書類の写し(①～③のいずれか1点) ・住宅を共有する場合又は自らが所有する住宅でない場合は、補助対象機器等を設置することについての当該住宅の他の共有者又は所有者の同意書を添付してください。 (1)登記事項証明書(建物)・・・法務局(多摩法務局証明サービスセンター等)で取得可能(有料) (2)令和7年度 家屋評価証明書・・・市役所課税課で取得可能(有料) (3)令和7年度 固定資産課税資産明細書・・・市から所有者へ郵送されるもの、再発行の手続きは課税課へ ※(1)(2)は令和7年1月1日以降に発行されたもの ※当該住宅に共有者がいる場合は、(1)もしくは(2)を提出すること。 ※登記情報提供サービスの写しは不可。
⑦ 断熱改修総括表及び明細書(戸建住宅:第3号様式 集合住宅(個別):第4号様式) ・製品区分、改修方法ごとに記入すること。 ・明細書と総括表、平面図との整合性が取れていること。 ・平面図の番号、平面図の窓番号、ガラス番号を必ず記入すること
⑧ 住宅の求積図、求積表及び平面図 ・改修前の 1/100～1/50 程度の各平面図(改修しないフロアも含む)に改修前の表記及び方位を示して提出すること。 ・寸法を明記すること。 ・明細書に対応する平面図の番号が記載されていること。 ・平面図の番号は製品区分毎(断熱材の場合は部位毎)に振り分けて記載すること。 例)天井①、外壁①、床①、窓①など ・求積図、求積表について総括表に記載されている延床面積の算定根拠となるものをご提出ください。
⑨ 姿図(ガラス改修のみ必要)

・明細書に明記された平面図の番号、ガラス番号と同じ番号を明記すること。 ・寸法を明記すること。
該当者のみ必要 ⑩ 必要改修しない(要件にならない)窓の写真(窓改修を含み、改修対象外の窓がある場合) ・「換気小窓」「換気目的としたジャロジー窓」「ガラスブロック」であることを確認できること。 ・寸法を明記すること。 ・「300mm×200mm 以下のガラスを用いた窓」であることが分かるようにスケールを当てた写真を添付すること
該当者のみ必要 ⑪ 設置工事について管理組合の承認が必要な場合は、当該承認を得ていることが確認できる書類の写し
該当者のみ必要 ⑫ 市長が必要と認める書類の写し

9 実績報告兼請求時の提出書類

提出書類は、全て揃えてから申請してください。提出書類に不足・不備がある場合は受付できません。別紙チェック表で揃っていることを確認してからのご申請をお願いします。

【実績報告兼請求時に必要な書類】

① 実績報告書兼請求書(第11号様式) ・別紙の記入例を参考に、ご記入ください。 ・消せるボールペンでの記入はできません。 ・訂正する場合は、修正ペンや二重線・押印を用いることができません。書き直してご提出ください。
② 領収書の写し ・申請者あての領収書であること。 ・見積書と金額が一致していること。
③ 工事請負契約書の写し ・申請者の氏名、住所、改修工事場所、押印、契約日、工事期間を確認できるもの。 ・申請者名義の契約であること
④ 補助対象機器等の設置日が確認できる書類の写し ・物などで隠れないように撮影してください。
⑤ 設置後の状態を示す写真 ・物などで隠れないように撮影してください。 ・設置前の写真と対象機器等が一致する角度や状況で撮影してください。
該当者のみ必要 ⑥ 市長が必要と認める書類の写し

10 実績報告期限

工事完了後に「9 実績報告兼請求時に必要な書類」を添えて提出していただく必要がございます。報告期間は①補助事業に係る機器若しくは設備の設置又は稼働の開始後30日以内②令和8年2月27日(金)いずれか早い方になります。期限を過ぎてしまうと補助金を交付することができませんので、ご注意ください。

※交付決定金額を上回った補助金交付を行うことができません。

11 よくある質問

補助金制度全般に係ること		
No,	質問	回答
1	郵送で提出したが、届いているか不安です。届いているか問合せできますか。	お電話で問合せいただいた場合、本人確認が出来ないため、届いているか否かお答えすることが出来ません。郵送の場合は、到着まで追跡可能な方法(レターパック、特定記録、書留等)をおすすめします。
2	中古品を譲ってもらい自宅に設置しました。補助対象になりますか？	なりません。新たに購入した未使用の機器等に対して補助をおこないます。
3	国や都の補助金も申請していますが、市の補助金も申請できますか？	断熱改修については、国の補助金は原則利用できません。ただし、窓改修を対象部位とし、窓のみ国の補助金を活用しそれ以外を本補助金で改修することは可能です。また、都の補助金の併用は可能です。 国、都の補助金を併用される場合は、補助対象経費から受給予定の補助額を差し引いていただく必要があります。詳しくは環境政策課までお問い合わせください。
4	申請時点で全ての書類を揃えることができません。どうしたらいいでしょうか。	必要書類が全て揃っていない場合は受付いたしかねます。 <u>全ての書類を揃えて、令和8年1月30日までに申請してください。</u>
5	申請者の要件に「税の滞納をしていないこと」とありますが、非課税の場合は申請できませんか？	申請できます。ただし、令和6年度以前の滞納があった場合、補助金の交付をすることができません。
6	申請書提出前に、断熱改修工事をしました。これから申請しても対象となりますか？	申請は原則、契約前になりますので申請前に工事をした場合、補助対象外になります。(ただし、令和7年4月1日から令和7年4月14日に工事をした場合は、工事後の申請が可能です。)
7	申請時より前に多摩市に転入予定ですが、申請できますか。	改修後に居住予定の場合は、 <u>交付申請時にその旨を必ず環境政策課にご相談ください。</u> その上で実績報告書兼請求書提出時に当該住宅に居住し、住民票の写しを提出することを要件に認めます。
8	申請書等の記入の仕方がわかりません。	多摩市公式ホームページで各様式の記入例を掲載しているので、確認してください。不明点がありましたら、お気軽に環境政策課までご連絡ください。
9	補助対象製品かどうかわかりません。	ご自身での判断が難しい場合は、環境政策課で補助対象の判断をさせていただきます。事前に資料をお送りしていただくか、窓口までご持参ください。(ご回答にお時間を要する場合がございます。)